

都市農業・都市農地をめぐる 状況について

令和7年11月11日
農林水産省

I	都市農業・都市農地の現状・ ・ ・ ・ ・	1
II	近年の法整備・ ・ ・ ・ ・	6
III	施策の実施状況・ ・ ・ ・ ・	10
IV	都市農業に関する税制・予算措置・ ・ ・	12

I 都市農業・都市農地の現状①-1(指標)

➤ 都市農地の面積は全国の農地の1.3%程度。

(都市農業の中心となる市街化区域内の農地)

➤ 一方、都市農業の経営体数は全国の12.4%

を占め、農業産出額は6.2%と、農地面積の割

りには大きなシェアを占めている。

➤ 個々の経営を見ると、住宅地に囲まれ、

まとまった農地がないことなどから、

経営面積は一般的に小さい。

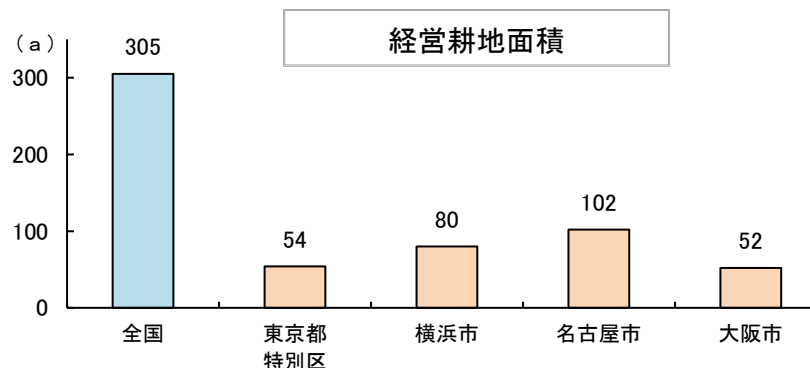
○都市農業に関連する指標

	農地面積	農家戸数	農業産出額
全 国	427.2万ha	107.6万 経営体	9兆5,543億円
都市農業 (対全国比)	5.4万ha(1.3%)	13.3万経営体 (12.4%)	5,898億円 (6.2%)
	うち生産緑地 1.1万ha (0.3%)		

資料: 全国の数値は農林水産省「耕地及び作付面積統計(令和6年)」、「2020年農林業センサス」、「生産農業所得統計(令和5年 農業産出額及び生産農業所得)」による。

都市農業の数値は総務省「固定資産の価格等の概要調書(令和6年)」、国土交通省「都市計画現況調査(令和6年)」、東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)を用いた推計。

○1経営体当たり経営耕地面積



資料: 農林水産省「2020年農林業センサス」

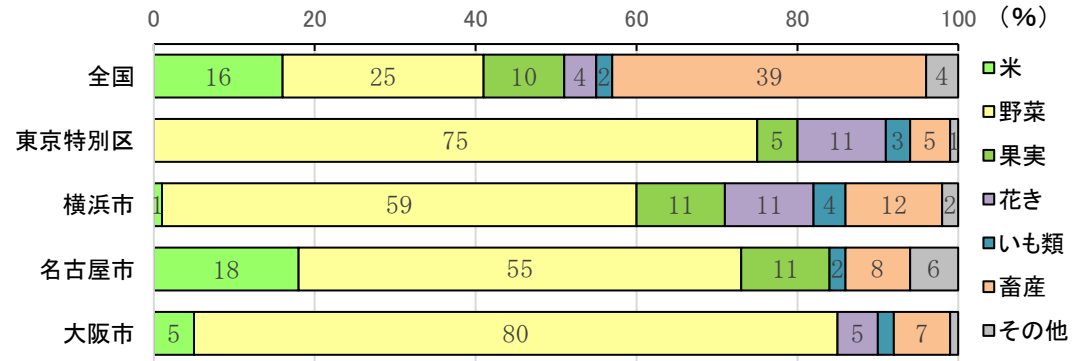
I 都市農業・都市農地の現状①-2(指標)

➤ 温室等の施設を利用し、年に数回転の野菜生産を行うなど、消費地の中での生産という条件を活かした農業経営を展開。

➤ 市街化区域内農地は、農業委員会への届出のみで転用可能であり、宅地化等が進んだことにより、この30年足らずで平成6年の半分以下(約39%)に減少した。

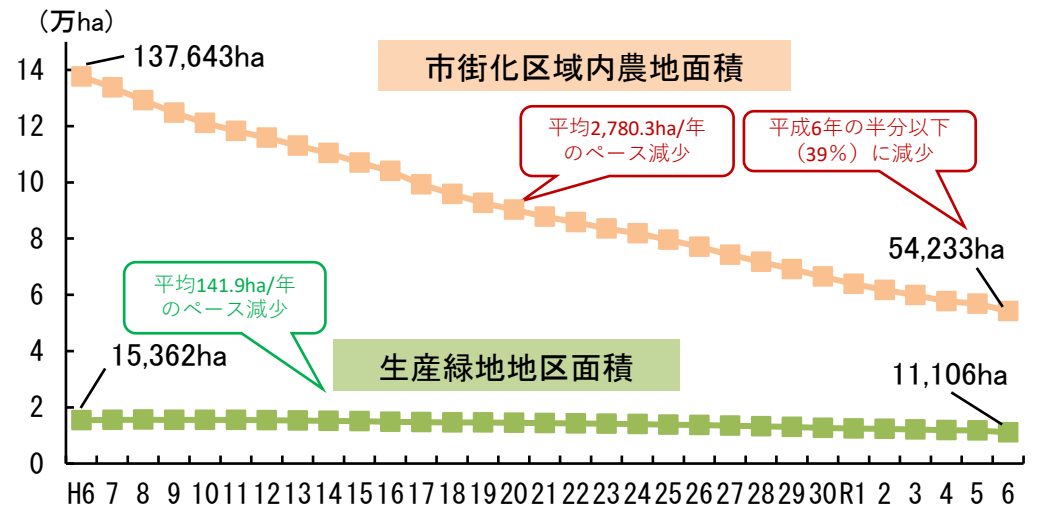
➤ 一方、生産緑地については、保全すべき農地として開発が規制されるため、宅地化農地に比べ緩慢なペースで減少している。

○主要都市における農産物の部門別農業産出額の割合



資料: 農林水産省「生産農業所得統計(令和5年)」、「市町村別農業産出額(推計)(令和5年)」

○市街化区域内農地面積の推移

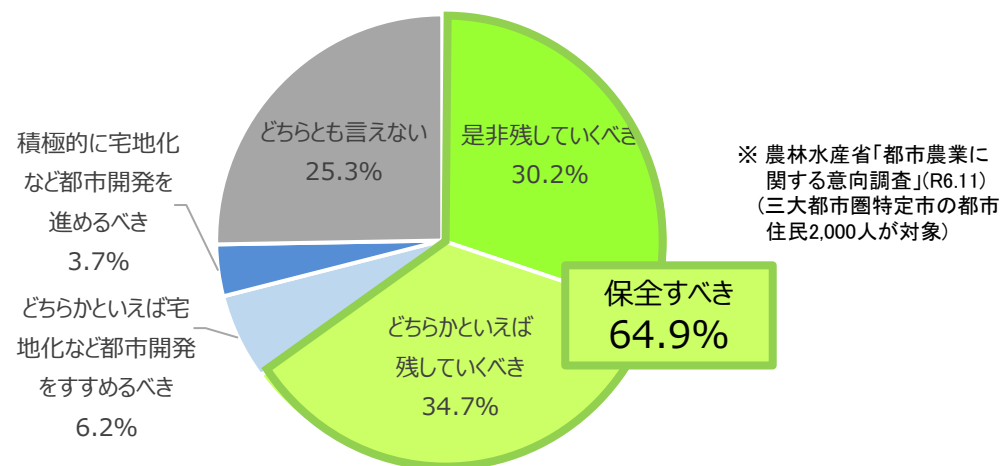


資料: 総務省「固定資産の価格等の概要調査」、国土交通省「都市計画年報、都市計画現況調査」

I 都市農業・都市農地の現状②-1(評価)

- 都市住民を対象としたアンケート調査では、都市農業の多様な役割を評価し、都市農地の保全を求める意見が全体の約2/3を占めている。

○都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



- 年齢層が高くなるほど、都市農地の保全意識は強い傾向となっている。

○都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方(年代別)



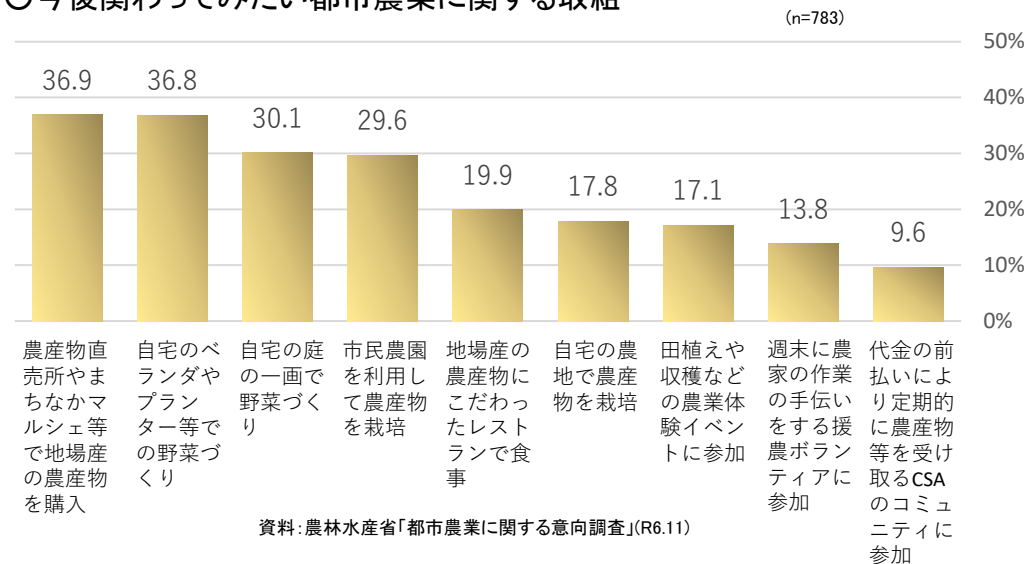
資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(R6.11)

I 都市農業・都市農地の現状②-2(評価)

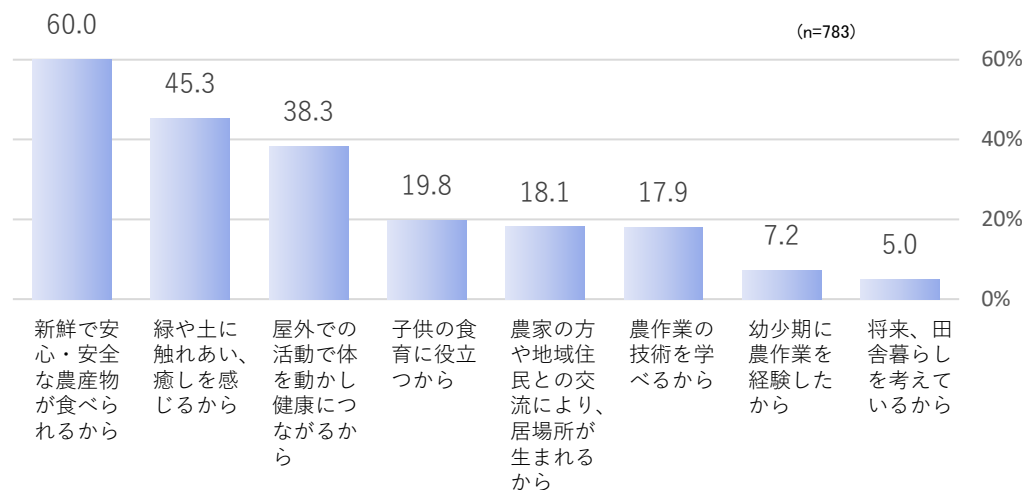
- これから取り組んでみたい都市農業について、都市住民の意向を調査した結果、「地元産の農産物の購入」、「自宅の庭やベランダでの野菜づくり」、「市民農園の利用」との順で回答が多かった。

- 都市農業に関わる(関わりたい)理由について調査した結果、「新鮮で安全な農産物が食べられるから」、「緑や土に触れることで癒しを感じるから」、「体を動かすことで健康につながるから」との順で回答が多かった。

○今後関わってみたい都市農業に関する取組



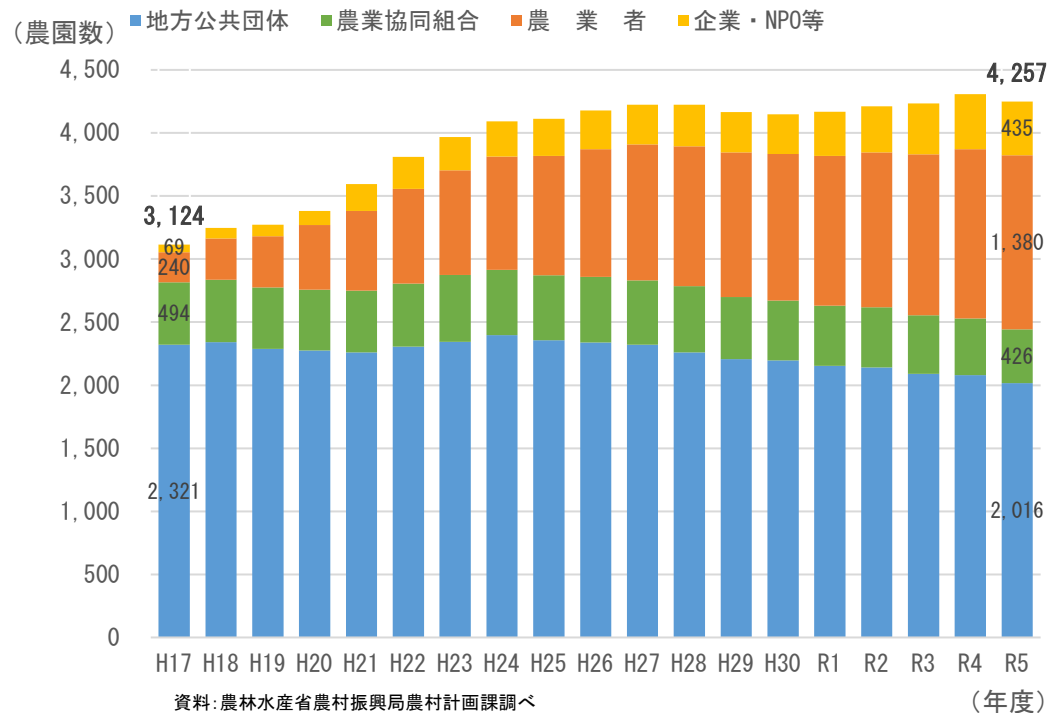
○都市住民の市民農園や農作業体験等への取組理由



I 都市農業・都市農地の現状③(市民農園の開設状況)

- 一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で農家でない者が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいう。
- 市民農園の総農園数は、近年は横ばい傾向であるものの、開設主体別にみると、農業者や企業・NPO等による開設が増加傾向。

○市民農園開設状況の推移



○市民農園の事例

日帰り型市民農園

東京都東村山市
オリーブパーク東京



講師の指導の下、稲作・畑作双方の有機無農薬栽培を学べます。子供やシニアまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園

兵庫県多可町
フロイデン八千代



全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、60棟のコテージがある。安らぎと潤いのある自由な滞在生活を通じて心身のリフレッシュができます。

○市民農園の開設状況(令和6年3月末現在)

(単位：農園数)

	特定農地 貸付法	都市農地 貸借法	市民農園整備促進法		計
			貸付方式	農園利用	
地方公共団体	1,781		235	—	2,016
農業協同組合	399		27	—	426
農業者	1,193		187	164	1,380
企業・NPO等	296	121	18	—	435
計	3,669	121	467	303	4,257

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ

Ⅱ 近年の法整備①(全体の流れ)

- 平成27年の「都市農業振興基本法の制定」をはじめ、都市農業関連制度の法整備が進められている。

従来

- 政策
 - ・市街化区域内の農地は「**宅地化すべきもの**」と位置付け
 - ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、**将来の公共施設用地としても評価**して保全
 - ・主要な農業振興施策の対象外
- 税制
 - ・市街化区域内の農地の固定資産税は**宅地並評価・宅地並課税**を基本
 - ・ただし、生産緑地は**農地評価・農地課税(30年間の農地管理義務と開発規制)**
 - ・生産緑地は**終身営農を条件に相続税の納税猶予**(貸借は原則不可)

情勢の変化

- 食の安全への意識の高まり
 - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
 - ・自ら作物を作りたいというニーズ
- 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加
- 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
- 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待

平成27年

都市農業振興基本法の制定

平成28年

都市農業振興基本計画の策定

平成29年

生産緑地法等の改正

+

税制改正

平成30年

都市農地貸借法の制定

+

税制改正

Ⅱ 近年の法整備②(都市農業振興基本法・基本計画の概要)

- 平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定された。
- 翌28年5月には、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める都市農業振興基本計画が閣議決定された。

○ 都市農業振興基本法（平成27年4月制定）

目 的

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

施策推進のための三つのエンジン

①基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

②国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

③都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

○ 都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）

農業政策上の再評価

- ・地産地消、体験農園、農福連携等の施策のモデルを数多く輩出
- ・農業に対する国民理解を醸成する身近なPR拠点としての役割 等

都市政策上の再評価

- ・都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け
- ・都市農業を都市の重要な産業として位置付け 等

都市農業振興に関する新たな施策の方向性

担い手の確保

- 多様な担い手の確保が重要
- ・営農の意欲を有する者（新規就農者を含む）
- ・食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる企業等

土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・土地利用計画制度の在り方を検討

農業施策の本格展開

- 保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換

Ⅱ 近年の法整備③(生産緑地法等の改正)

生産緑地法の改正(平成29年)

- 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)により、①生産緑地地区の面積要件を条例で引き下げ可能とし、②生産緑地地区内の行為制限を緩和するとともに、③生産緑地指定から30年経過後の買取申出期間の延長を可能とする特定生産緑地を創設

【生産緑地法】 (現行・改正)

生産緑地地区に関する都市計画

- ・500㎡以上等の要件に該当する一団の農地(生産緑地地区:12,713ha)
- ▶300㎡以上(政令で規定)で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能に
- ※一団性要件の運用緩和(いわゆる道連れ解除への対応)

税制)新たに対象となる小規模な
生産緑地にも農地課税を適用

小規模でも身近な農地をきめ細かに保全



生産緑地地区内の行為制限

- ・生産等に必要な施設のみ設置可能
- ▶直売所、農家レストラン等の設置を可能に(国家戦略特区の規制改革提案に対応)

規制緩和による農業経営の支援
+ 都市住民の満足度向上



農産物直売所

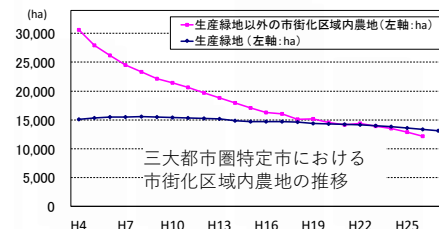
農家レストラン

生産緑地の買取り申出

- ・都市計画決定後30年経過により所有者は市区町村に買取り申出が可能(令和4年には約8割の生産緑地が申出期を迎える)

農家の意向を基に
将来の保全を確実に

- ▶申出可能時期を10年先送りする特定生産緑地指定制度の創設(土地所有者等の同意を得て市区町村指定)



【都市計画法・建築基準法】

用途地域

- ・住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等を制限
- ・農地が比較的多い住居専用地域では、農業用施設の建築には個別許可が必要
- ・生産緑地以外の農地は宅地化が進行

▶ 田園住居地域の創設

- ・農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的
- ・建築規制(低層住居専用地域をベースに農業用施設の立地を限定的に許容)
- ・農地の開発規制(許可制、一定の小規模の開発は可能)

都市の構成要素としての農地を都市計画に本格的に位置付け

用途地域の類型

第一種低層住居専用地域 / 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 / 第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域 / 第二種住居地域 /
準住居地域 + 田園住居地域

住居系 7 + 1

商業系 2

工業系 3



農地と調和した低層住宅

【都市緑地法】

緑地の定義

- ・法律上の緑地の範囲は、樹林地、草地、水辺地等 ▶ 農地を明示

市区町村の公園・緑地政策全体のマスタープラン(緑の基本計画)

- ・農地は原則対象外 ▶ 生産緑地ほか都市農地の保全方針を追加

農地を都市の
緑地政策体系に
位置付け、保全手
法を充実



農業体験農園



生産緑地地区

Ⅱ 近年の法整備④(都市農地貸借法の制定)

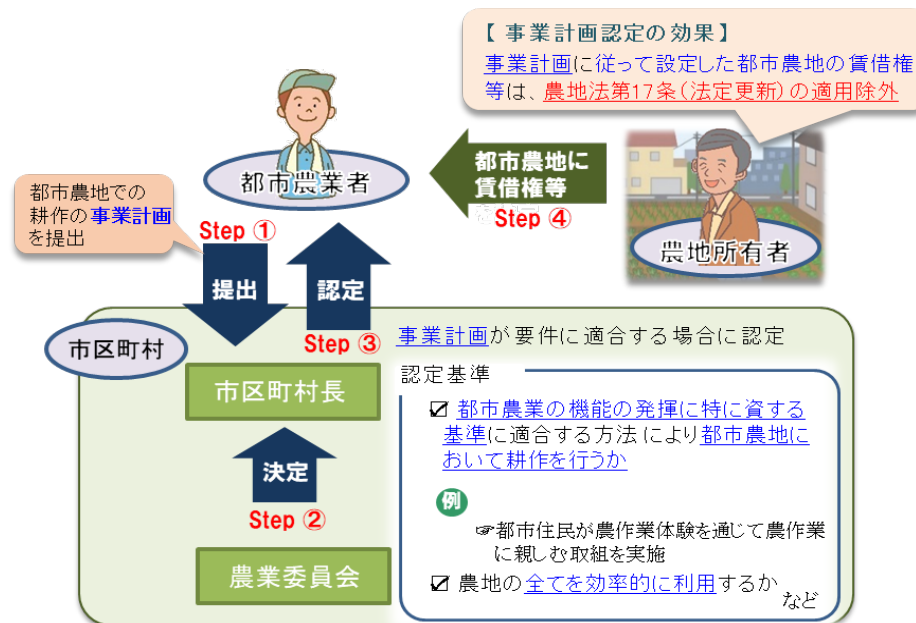
都市農地貸借法の制定(平成30年)

- 都市部においても、農業従事者の減少・高齢化が進み、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難な状況が発生
- 一方で、都市農地の貸借は、農地法による耕作者の賃借権の保護や相続税の納税猶予がネックとなり低調な状況
- こうした課題に対応し、貸借による都市農地の有効活用を図るため、「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」を制定、生産緑地(=都市農地)を円滑に貸借できる仕組みを整備
＜平成30年6月制定＞
- 本法により、都市農地所有者が安心して生産緑地を貸し付けることができるよう、以下の措置を規定

- ① 期間満了時に**契約が自動的に更新(法廷更新)**されることなく**農地が所有者に返還**される措置(農地法の特例)
- ② 民間事業者等が、**農地所有者から直接に生産緑地を貸借**して市民農園を開設し、都市住民等に農地を貸し付けることができる措置(特定農地貸付法の準用等)
- ③ 本法に基づく生産緑地の貸借について、**相続税納税猶予が打ち切られることなく継続**する税制特例

＜平成30年度税制改正＞

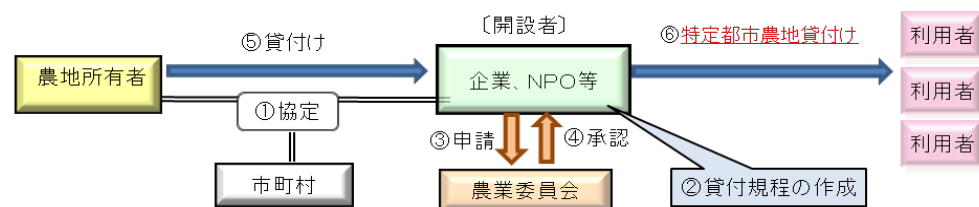
① 農業者が自ら営農目的で農地を借りる場合



※ 農地法第17条(農地の賃貸借の更新)

農地の賃貸借は、合意解約するか、知事許可を受けない限り、**従前と同一の条件で更に賃貸借**をしたものとみなされる。この場合、知事は、賃借人に問題がなければ許可できない。

② 民間企業等が市民農園を開設する場合



* 特定農地貸付法では、地方公共団体等以外の市民農園開設者は、**地方公共団体等を経由して農地を借りる必要**

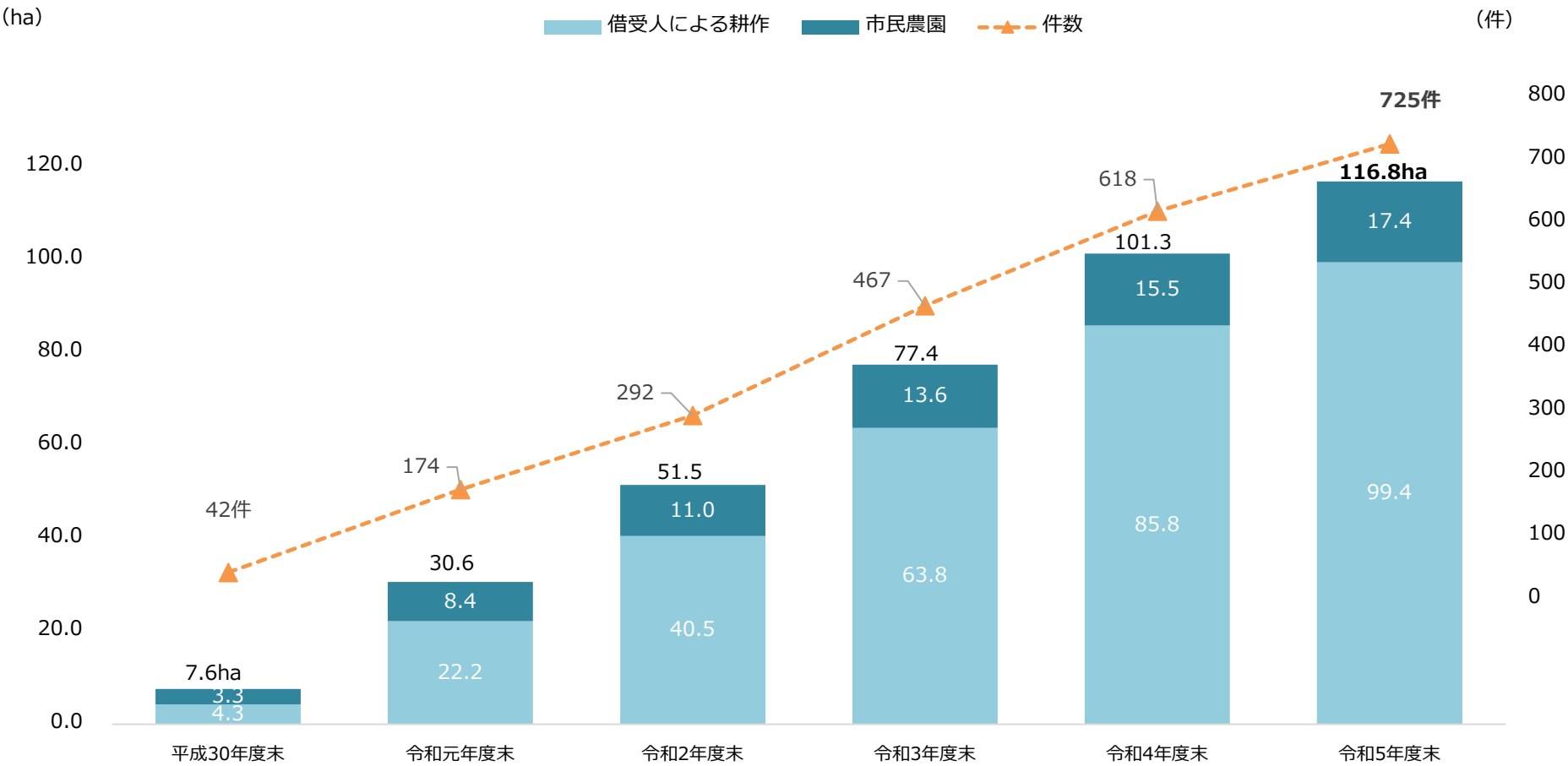
企業等が**農地所有者から直接都市農地を借りて市民農園を開設**できる措置を新設
(特定農地貸付法では、一般企業等は、**地方公共団体等を経由して農地を借りる必要**)

(メモ)

Ⅲ 施策の実施状況①(都市農地貸借法の実績)

➤ 令和6年3月末時点で、725件(12都府県の101市区)の活用実績。また、面積ベースで116.8haの貸借がされており、前年度に比べ15%の増加。引き続き関係省庁、農業団体等と連携し、現場の農業者等に対して、制度の周知に努め、より一層の貸借を促進。

○ 都市農地貸借法による貸付実績の推移



資料 農林水産省農村振興局農村計画課調べ

Ⅲ 施策の実施状況②(地方計画の策定)

○ 地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、地方公共団体における都市農業振興に関する計画(地方計画)を定めることが、努力義務として規定(都市農業基本法第10条)

○ 令和6年3月末時点で9都府県、93市区町の地方公共団体において策定済み(昨年度末時点:9都府県、90市区町)

◆都府県による策定状況(全9都府県)

都道府県		策定年月日	概 要
関 東	埼玉県	H29.3月	新規策定
	千葉県	H29.12月	新規策定
	東京都	R5.3月	既存計画の見直し
	神奈川県	R5.3月	既存計画の見直し
東 海	愛知県	H29.3月	新規策定
近 畿	滋賀県	H30.12月	新規策定
	京都府	H30.12月	新規策定
	大阪府	R4.3月	既存計画の見直し
	兵庫県	H28.11月	新規策定

※ 赤字は令和5年度中に策定又は見直しを行った地方公共団体

◆市区町村による策定状況(全93市区町)

市区町村		策定年月日	概 要
栃木県	宇都宮市	R6.2月	既存計画の見直し
埼玉県	さいたま市	R3.3月	新規策定
	川越市	H31.3月	既存計画の見直し
	川口市	R5.3月	既存計画の見直し
	所沢市	R3.3月	新規策定
	草加市	R2.3月	新規策定
	越谷市	R3.3月	新規策定
	朝霞市	H31.3月	既存計画の見直し
	和光市	H31.3月	新規策定
	八潮市	H31.3月	既存計画の見直し
	三郷市	R6.3月	新規策定
	坂戸市	R5.3月	新規策定
	鶴ヶ島市	R2.3月	新規策定
千葉県	伊奈町	R6.3月	新規策定
	千葉市	R5.3月	既存計画の見直し
	市川市	H28.3月	新規策定
	船橋市	H30.2月	既存計画の見直し
	松戸市	H31.3月	新規策定
	成田市	R5.10月	既存計画の見直し
	柏市	R3.3月	既存計画の見直し
	市原市	R2.9月	新規策定
	八千代市	R3.3月	既存計画の見直し
	君津市	R5.3月	新規策定
東京都	世田谷区	R5.9月	既存計画の見直し
	杉並区	R4.6月	既存計画の見直し
	板橋区	R4.3月	既存計画の見直し

市区町村		策定年月日	概 要
東京都	足立区	R5.9月	既存計画の見直し
	立川市	R2.7月	既存計画の見直し
	武蔵野市	R5.9月	既存計画の見直し
	三鷹市	R5.9月	既存計画の見直し
	府中市	R5.9月	既存計画の見直し
	昭島市	R5.9月	既存計画の見直し
	調布市	R2.3月	既存計画の見直し
	町田市	R4.3月	既存計画の見直し
	小金井市	R5.9月	既存計画の見直し
	小平市	R5.9月	既存計画の見直し
	日野市	R6.3月	既存計画の見直し
	東村山市	R3.3月	既存計画の見直し
	国分寺市	R3.3月	既存計画の見直し
	国立市	H29.3月	既存計画の見直し
	福生市	R5.9月	既存計画の見直し
	狛江市	R5.9月	既存計画の見直し
	東大和市	H30.3月	既存計画の見直し
	清瀬市	R5.9月	既存計画の見直し
	東久留米市	R3.3月	既存計画の見直し
	武蔵村山市	H30.3月	既存計画の見直し
	多摩市	R6.3月	既存計画の見直し
	稲城市	R5.9月	既存計画の見直し
	あきる野市	R5.3月	既存計画の見直し
	西東京市	R6.3月	既存計画の見直し
	瑞穂町	R3.3月	既存計画の見直し
	日の出町	R2.2月	既存計画の見直し
神奈川県	横浜市	R6.3月	既存計画の見直し
	川崎市	H30.3月	既存計画の見直し
	平塚市	H31.2月	新規策定
	鎌倉市	R5.7月	既存計画の見直し
	藤沢市	R4.3月	既存計画の見直し
	小田原市	R3.6月	新規策定
	秦野市	R3.3月	既存計画の見直し
	厚木市	R5.3月	既存計画の見直し

市区町村		策定年月日	概 要
神奈川県	大和市	H31.3月	新規策定
	海老名市	R3.4月	既存計画の見直し
	南足柄市	R6.3月	既存計画の見直し
	中井町	R1.6月	新規策定
岐阜県	岐阜市	R3.3月	新規策定
静岡県	静岡市	R5.3月	既存計画の見直し
	浜松市	H31.3月	新規策定
愛知県	名古屋市	H30.3月	既存計画の見直し
	岡崎市	R3.3月	新規策定
	安城市	R5.4月	既存計画の見直し
	大府市	R3.3月	既存計画の見直し
	北名古屋市	H31.3月	新規策定
滋賀県	大津市	R3.3月	既存計画の見直し
	栗東市	R4.3月	新規策定
京都府	京都市	R3.3月	既存計画の見直し
	長岡京市	R4.3月	新規策定
大阪府	大阪市	R6.3月	既存計画の見直し
	堺市	R4.3月	既存計画の見直し
	豊中市	R2.3月	新規策定
	高槻市	R4.3月	新規策定
	守口市	R2.10月	新規策定
	八尾市	R3.9月	新規策定
	富田林市	R4.3月	新規策定
	交野市	H31.4月	新規策定
兵庫県	神戸市	H30.9月	新規策定
	西宮市	H31.3月	既存計画の見直し
	伊丹市	R2.12月	既存計画の見直し
	宝塚市	R4.3月	既存計画の見直し
和歌山県	和歌山市	R4.4月	既存計画の見直し
高知県	高知市	R5.3月	既存計画の見直し
福岡県	北九州市	R4.4月	既存計画の見直し
	福岡市	R4.3月	既存計画の見直し
熊本県	熊本市	R3.7月	既存計画の見直し

Ⅳ 都市農業に関する税制・予算措置①(税制)

税制上の取扱い

- 農地に関する税制は、税負担により営農継続や相続による経営承継が困難となる可能性があることを考慮。
- 市街化区域内農地に係る相続税、固定資産税は、生産緑地とそれ以外の農地の区分などに応じ、課税条件や評価方法が相違。
- 平成30年度税制改正において、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、生産緑地を貸借した場合には、相続税の納税猶予措置が継続されることとなった。

○相続税納税猶予制度の適用条件等

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市 以外の市町村	納税猶予期間の終了事由 とならない貸付け	農地転 用規制	生産緑地法上の規制
市街化区域内の農地	適用なし	適 用 (20年継続免除)	営農困難時の貸付け(注1)	事前 届出	—
	適 用 (終身営農が必要)	適 用 (終身営農が必要)(注3)	営農困難時の貸付け(注1) 都市農地貸借法等による政策的貸付け		終身又は30年間農地として管理 開発行為の制限
農振農用地等	適 用(終身営農が必要)		営農困難時の貸付け(注1) 農地バンクによる政策的貸付け(注2)	許可	—

- (注1) 営農困難時の貸付けとは、猶予期間中に身体障害等により営農継続が困難となった場合の農地の貸付けをいう。
- (注2) 農地バンクによる政策的貸付けに係る特例は、市街化区域を除いて認められている。
- (注3) 既適用者に対する経過措置として、①既存の納税猶予適用農地を引き続きすべて自作する場合は、20年継続免除を適用、②適用農地を貸し付けることも可能(この場合、適用農地はすべて終身利用する必要。)

○固定資産税

	三大都市圏の特定市	三大都市圏の特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並評価・宅地並課税	宅地並評価・農地に準じた課税(※)
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税
農振農用地等	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

※ 三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地は、評価は宅地並となるものの、課税の際には負担調整措置(税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置)が講じられる。

(参考)特定市街化区域内農地対象市一覧

○ 農地の固定資産税の課税に伴う三大都市圏の特定市とは平成30年4月1日時点における下記市区のエリア。

	都 道 府 県 名 (市 数)	市 名
首都圏 (113)	茨 城 県 (7)	龍ヶ崎市、取手市、坂東市、牛久市、 守谷市 、常総市、 つくばみらい市
	埼 玉 県 (37)	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、 鶴ヶ島市 、 日高市 、 吉川市 、さいたま市、ふじみ野市、 熊谷市 、 白岡市
	東 京 都 (27)	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
	千 葉 県 (23)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、 袖ヶ浦市 、 印西市 、 白井市 、 富里市
	神奈川 県 (19)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
中部圏 (38)	静 岡 県 (2)	静岡市 、 浜松市
	愛 知 県 (33)	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、 日進市 、 愛西市 、 清須市 、 北名古屋市 、 弥富市 、 あま市 、 みよし市 、 長久手市
	三 重 県 (3)	四日市市、桑名市、 いなべ市
近畿圏 (63)	京 都 府 (10)	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市 、 南丹市 、 木津川市
	大 阪 府 (33)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、 東大阪市 、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、 阪南市
	兵 庫 県 (8)	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
	奈 良 県 (12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、 香芝市 、 葛城市 、 宇陀市

Ⅳ 都市農業に関する税制・予算措置②(予算)

農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算額 7,389百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1・都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2・都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

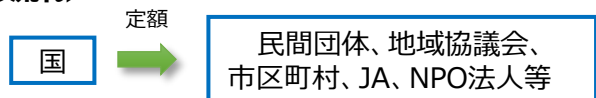
② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農作業体験会の開催

都市住民との交流促進



マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



農村ファンの拡大



環境負荷低減への取組

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

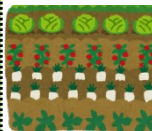


<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。



貸借



都市農業者（担い手）

(参考)都市農地創設支援型(農的空間)の具体的な活用イメージ

○農的空間の創出

都市住民の農業への理解を促進するため、農的空間の創設に関する合意形成に向けた取組を支援します！

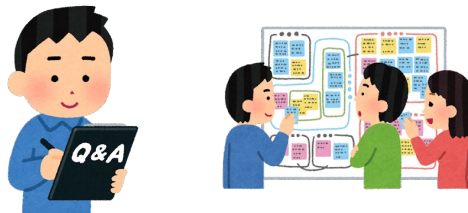
子どもに農作業体験できる場所を
近場に作りたい
(近所の市民農園は常に満員)



老朽化した駐車場を活用し、
コミュニティ農園を整備したいが、
どうすればいいのか・・・？
(ニーズはあるのか？運営方法は？)



農的空間の創出に向けた合意形成、
創設・活用手法を検討！



モデル区域の選定と事業計画の策定

- 農的空間の活用方法
(コミュニティ農園等地域住民に開かれた活用)
- 収益モデルの策定
- 農的空間に伴う虫の発生や飛砂など周辺住民への配慮
- 市区町村の緑化計画、都市計画など関連施策との連携

実態把握と関係者との話し合い

- 空閑地等の現状や市民の農業への関心の把握
- 今後の農業経営の意向
- 農地転換の意向



駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

農的空間の創出

- 地域住民向けのコミュニティ農園の開設
- 地域住民が作った生ゴミ堆肥の利用
- 地域の農業者と市民ボランティアが栽培指導
- 地域の伝統野菜の栽培やマルシェの開催

(例)

テーマ：「誰もが身近に農にふれあう」
→未就学児から高齢者まで参加できる農園に！
→食育や農福連携の実践の場に！
→農を起点としたまちづくりを！

交付対象経費

○旅費(先行事例調査等)、専門家への諸謝金、事務費、会場利用料、委託費(アンケート調査等)等

- 農的空間の創設に関する専門家(大学教授、司法書士、市民農園運営企業等)の相談<旅費、諸謝金>
- 先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査<旅費、委託費等>
- 関係者(農業者、行政、有識者等)との協議・話し合いの場の設置<会場利用料、事務費等>



○新たに創設した農的空間の周辺環境対策等に必要な簡易な施設等の整備

- 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設
- 農作業体験のための附帯施設(農機具庫、簡易トイレ、休憩所等) その他当該農地の利用に必要な施設

※建築物基礎や舗装版の撤去、除礫、深耕等の簡易な施設の整備以外のハード事業は交付対象外。



土砂流出防止の土留め



多世代の近隣住民が交流する農的空間の場を大学構内に創出！

実施地域の現状・課題

清瀬市は東京都の北部中央に位置し、市域は10.23Km²人口約7.5万人の市である。

全域が市街化区域であり、農地面積は178haで全て畑作経営である。

<現状>

大学の近隣には障害者施設、老人クラブ、保育園、病院等の福祉・医療関連施設が多数存在。

<課題>

- ・高齢化や後継者不足などにより、市内の農地は徐々に減少し、「農」のある風景も失われつつある。
- ・市民農園や体験農園数も徐々に減少し、農作業を介した地域交流の場が失われつつある。

取組概要

◆実施体制

清瀬市や近隣の福祉施設・保育園等と連携して事業を実施。特にキャンパス内に設置した菜園の日々の管理は学生や地域住民のボランティア等により行われている。

◆取組内容・効果

- ・キャンパス内に農的空間(レイズドベッド・ほ場整備による菜園)を創出し、近隣住民が農作業や園芸活動を行える交流の場を提供。
- ・作付けや収穫時における保育園児等との体験イベントの開催、近隣老人クラブや障害者施設の利用者との交流を実施。
- ・こうした場を通じて、農業と福祉を基軸とした地域振興を図り、豊かな地域社会の実現に寄与。
- ・活動に参加した学生や地域住民が関心を持つことで、福祉的視点をもった援農ボランティアの育成も目指している。

交付金の活用



中庭に設置したレイズドベッド



中庭に設置したコンポスト



ジャガイモ植付けの様子



農機具保管倉庫



キャンパス内の圃場(整備後)

【都市農地創設支援型】農的空間の創出

☐少量多品目 ☐直売 ☐加工 ☒農業体験 ☒農福 ☐都市農地貸借法



豊洲エリアで子どもたちが農にふれあう空間を創出!

実施地域の現状・課題

江東区は東京湾に面した特別区で、区域は約43Km²、人口は約53万人。全域が市街化区域で農地は無い。

<現状>

近年、湾岸エリアを中心にタワーマンション建設が相次ぎ、特に子育て世代を中心とした人口が増加が著しい。

<課題>

- ・区民農園が不足しており、サポート付きの民間運営農園は高額である。
- ・区内には身近な農地がなく、農に触れる機会が限定的である。
- ・農を未来につないでいく取組が必要。

交付金の活用

取組概要

◆実施体制

江東区民による地域協議会が主体となり、既に都市空間における農地創出等の先例事例を持つ専門家や団体に加え、地域のコミュニティを持つ団体や農業者等と協力する。

◆取組内容・効果

- ・農的空間の創出に関する勉強会や関係者との合意形成を目的とする話合いの場等を設置する。
- ・マルシェやイベント出店を通して都市住民の農業への関心やニーズを把握するための調査を行う。
- ・子育て世代を中心に取組の核となる区民サポーターを募集し、コミュニティの体制強化を図る。
- ・都市住民やこどもが農に触れる農園「ハコ畑」を設置し、農園の形態や管理の仕組み等について実証を行う。



東京ガス「がすてな-1」



廃材を活用したレイズドベッド



サポーターによる種・苗植えの様子



ハコ畑の様子



散歩途中の近所の園児

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

V 農村の振興

7 都市農業の振興

都市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成等多様な機能を有するとともに、農業のPR拠点として農業・農村への理解を深める重要な役割を發揮している。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）の制定以降、都市農地の貸借は増加しているものの、生産緑地面積の1%程度と低水準であり、生産緑地が相当程度存在する地域であっても、農地の出し手と受け手のマッチング体制が整備されてないため、都市農地貸借法が活用されていない地域が存在するなど地域間での取組に格差が生じている。また、生産緑地以外の農地を中心に市街化区域内農地の減少が続いている。

このため、都市農地の有効活用を一層図る観点から、貸借実績が低調な地域におけるマッチング体制の整備等、農地の出し手・受け手双方が安心して貸借できる体制整備を支援する。また、市街化区域内農地の減少が続く中、都市農地を保全していくため、生産緑地以外の農地を生産緑地等に指定する取組とともに、アパートや駐車場の跡地などの空閑地を活用した都市農地の創出に向けた取組を促進する。

さらに、都市農業の有する多様な機能を適切かつ十分に發揮するため、地方公共団体による都市農業の振興に関する計画の策定を推進するとともに、マルシェや体験イベントの開催等の交流促進、農地の防災機能の強化、専門家等の派遣及び相談会の実施等の取組について支援する。

8 農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

(2) 農業体験の推進

都市農地等を活用した市民農園や体験農園は、消費者に対して身近に農と触れ合う場として、気軽に農産物の栽培や収穫等を体験する機会を提供し、農産物や農業に対する関心や理解の醸成に寄与しており、特に、都市農地貸借法の整備により生産緑地を活用した、民間企業等による手軽な市民農園が拡大している。また、簡易な宿泊施設を備えた滞在型の市民農園（いわゆるクラインガルテン）は、農村関係人口の創出・拡大に寄与することが期待される。

このため、都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する。

(メモ)
